

コーポレート・ガバナンス (2016年7月13日現在)

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナ

ンスの充実に取り組んでいます。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めています。

■コーポレート・ガバナンス体制

(1)取締役会(取締役)・執行役会等

取締役会は、社外取締役5名を含む12名(男性11名、女性1名)で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役および執行役の職務執行を監督しています。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置しています。

執行役(男性15名、うち外国人1名)は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役会やその他の会議体等において審議をおこなうなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施しています。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置しています。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置しています。

(2)指名委員会

指名委員会は、社外取締役4名を含む7名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に

提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しています。また、会社法に基づく権限ではありませんが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議しています。

(3)監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役および執行役の職務の執行の監査および監査報告の作成等をおこなっています。

監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役および執行役の職務執行状況の報告聴取ならびに本社および主要な事業所における業務および財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しています。また、監査委員会を補助するため監査特命役員を置くとともに、監査委員会業務室を設置しています。

(4)報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定しています。

■内部統制

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針(「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年4月制定、2016年3月改定)をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用すると

ともに適宜評価し、改善に取り組んでいます。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などをおこない、財務報告の信頼性確保に努めています。

当社グループにおける取り組みとしては、グループ

全体のリスクを一元的に管理するほか、グループ会社における職務執行上重要な事項について、当社への事前協議・報告や意見交換などをおこなうことで、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努めています。さらに、グループ会社が業務の適正を確保するための体制を自律

的に構築・運用するための支援をおこない、グループ全体での内部統制体制の整備に努めています。

内部監査については、内部監査室が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査しています。主要な内部監査結果は、執行役会等に報告され、所要の改善措置がとられています。

■リスクマネジメント

取締役および執行役は、当社およびグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映しています。また、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応する

ことにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めています。特に、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言をおこない、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っています。

■役員報酬・監査報酬

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針を次のとおり定めています。

当社取締役および執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることです。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人財を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績および株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針としています。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とします。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給します。

① 取締役報酬

・取締役報酬は、基本報酬のみとします。

＜基本報酬＞

常勤・非常勤の別、所属する委員会および職務の内容に応じた額を支給します。

② 執行役報酬

・執行役報酬は、基本報酬および業績連動報酬とします。

＜基本報酬＞

役職位、代表権の有無および職務の内容に応じた額を支給します。

＜業績連動報酬＞

会社業績および個人業績の結果に応じた額を支給します。

③ 支給水準

・当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力および責任に見合った水準を設定します。

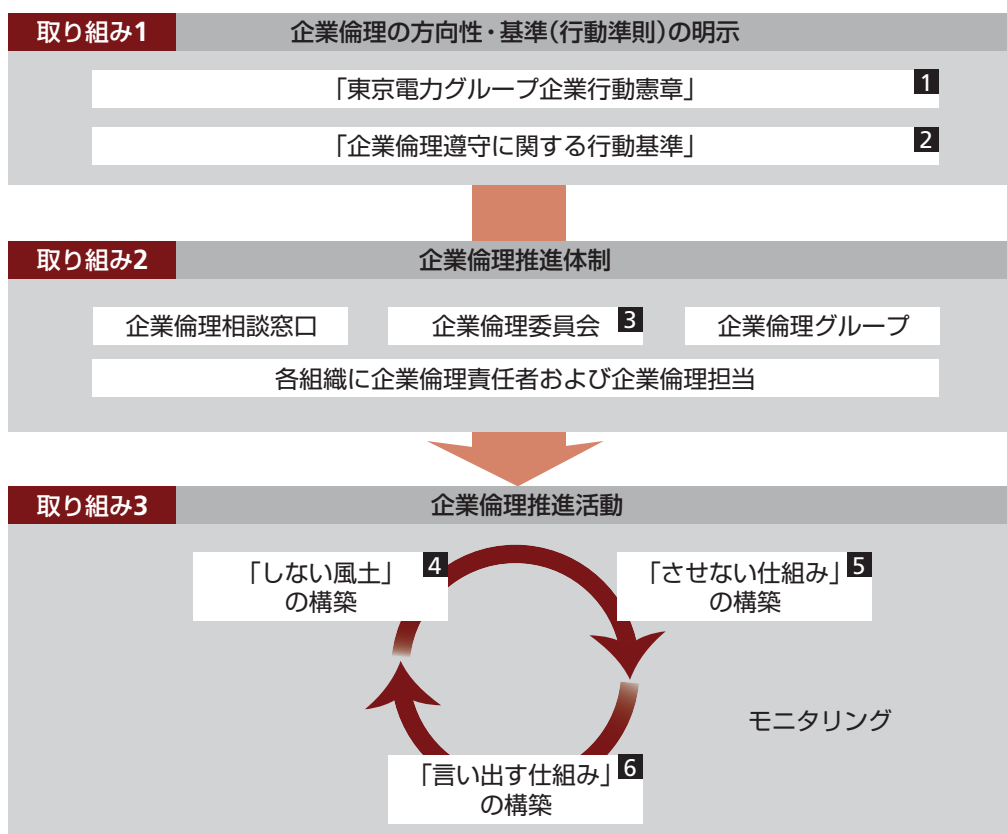
2015年度における当社の取締役および執行役の報酬ならびに当社および連結子会社の監査法人の報酬は以下のとおりです。

■役員報酬	(百万円) 報酬
取締役(8名)	78
執行役(20名)	356

■会計監査人の監査報酬等	(百万円) 報酬
監査または証明にかかる報酬	219
その他の報酬	26

■ 企業倫理遵守に向けた取り組み

企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着を図るために3つの取り組みをおこなっています。



1 東京電力グループ企業行動憲章

企業の社会的責任に対する取り組みを推進するために東京電力グループとして果たすべき行動理念のあり方を定めたものです。

2 企業倫理遵守に関する行動基準

私たち（役員・社員）が企業の社会的責任を果たすうえで守るべき企業倫理に関する行動を示したものです。

3 企業倫理委員会

東京電力グループにおける企業倫理遵守に関する活動方針等を策定し、その展開を図るとともに、企業倫理に反する事案の調査・対応などについて規定に基づき審議しています。

委員長：代表執行役社長 副委員長：常務執行役

委員：社外有識者(弁護士1名、学者2名、労働組合委員長1名)

4 しない風土

企業倫理研修等を通じて社員の意識の改革を図るとともに風通しの良い職場風土づくりをすすめています。

5 させない仕組み

企業倫理に沿った業務運営がなされるよう、ルールの整備・徹底を図っています。(規程・マニュアルの整備、文書・業務記録管理の徹底、業務監査・考査の強化等)

6 言い出す仕組み

業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを組織としてや社員間で積極的に受け止める仕組みづくりを実践しています。(悩みを抱え込まないよう、社内コミュニケーションを充実)